

第7期せき高齢者プラン21 (介護保険事業計画・高齢者福祉計画)



平成 30 年 3 月
関 市

計画策定の趣旨等

わが国の高齢化率は年々上昇しており、世界でも類を見ない超少子高齢化社会に突入しています。高齢化率の上昇に伴い、高齢者のみ世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加する等高齢者を取り巻く様々な課題があがっています。また、医療や介護といった社会保障費の増大、介護する家族の負担等若い世代に大きな負担がかかるとなっています。

介護保険制度を持続可能なものとして次世代に引き継ぐためには、中長期的な視点を持つつ、行政のみならず個人や家族による支え合い「自助」、地域の主体性に基づく活動や近隣の見守り・支え合いといった介護保険以外の支援体制「互助・共助」の構築が重要です。

関市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「関市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しています。

第6期計画からは、団塊の世代が75歳以上になる2025年までの中長期的な視野に立った施策を展開し、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築をめざしてきました。

第7期となる本計画は、引き続き2025年までの地域包括ケアシステムの実現に向け、地域づくり、ネットワークづくり、新しい総合事業・生活支援体制の進捗状況等について把握・点検し、改善点を洗い出していくことが重要です。また、国の地域共生社会の実現を目指して「我が事、丸ごと」の地域づくりがうたわれ、共生型サービスが創設されるなど高齢者・障がい者・児童を隔てずにスムーズなサービスの提供や地域で支えるための各種の連携強化が課題となっています。

平成29(2017)年度には、本計画の第6期計画期間が終了することから、国や岐阜県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現を目指す新たな計画を策定します。

計画の期間

本計画の対象期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が75歳になる平成37(2025)年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

2025年を見据えた第7期計画の位置づけ



3 地域包括ケアシステムの確立

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を目途に、介護が必要になっても、認知症になってしまっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築の実現をめざしています。

日常生活圏域

在宅医療・介護連携の推進

- 連携のための課題の抽出や解決策を検討するための会議の開催
- 関係職種が相互に理解するための研修会の実施
- 地域における医療・介護等の事業所の把握や、マップの作成
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発 など

医 療



通院・入院

連携

介 護



通所・入所

認知症施策の推進

- 認知症ケアパスの周知と活用に向けた取組み
- 認知症地域支援推進員の配置 など

住まい

高齢者



参加・利用

介護保険サービスの質の向上

- 介護サービス事業者に対する指導監督
- 介護従事者の人材育成 など

生活支援

予 防

生活支援サービスの充実

- 介護事業者、NPOや民間企業、住民ボランティア等による地域のニーズに合った多様な生活支援サービスの提供
- 生活支援コーディネーターの配置 など



介護予防・生活支援サービス事業の実施

- 訪問型や通所型のサービス、配食などの生活支援サービスのケアマネジメント
- 身近な場所における健康づくりのための体操や介護予防の啓発のための講話の実施 など

地域包括支援センター

地域ケア会議の推進

- 医療と介護、地域とのネットワークの構築
- 地域における課題の発見や、課題解決への取組みの実践 など



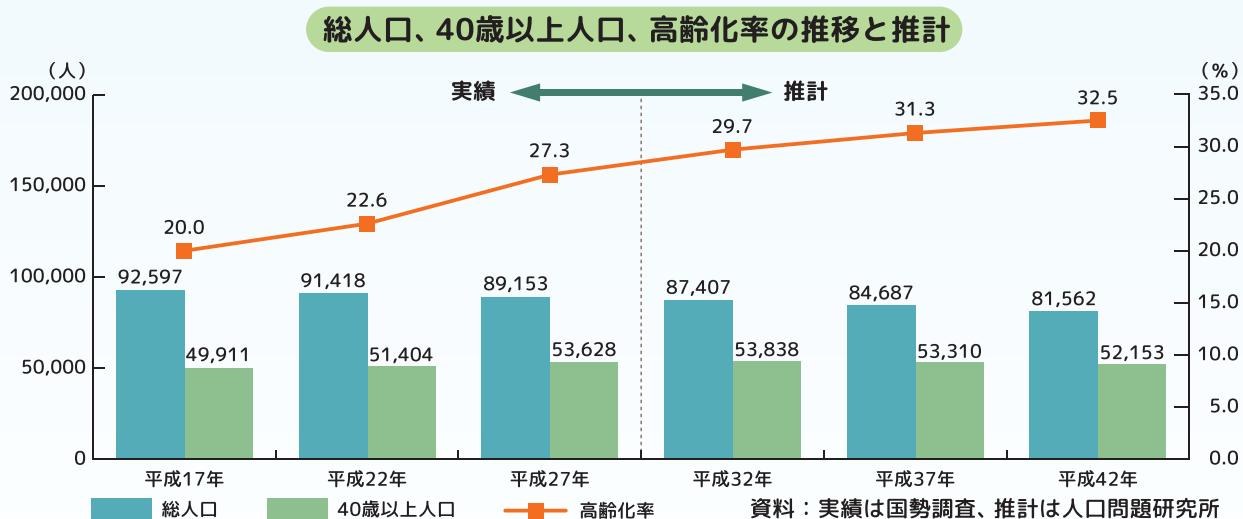
地域包括支援センターの機能強化

- 新たな施策への対応
- 総合相談窓口としての職員の資質向上を始めとした体制の強化 など

総人口および高齢者人口の推移と推計

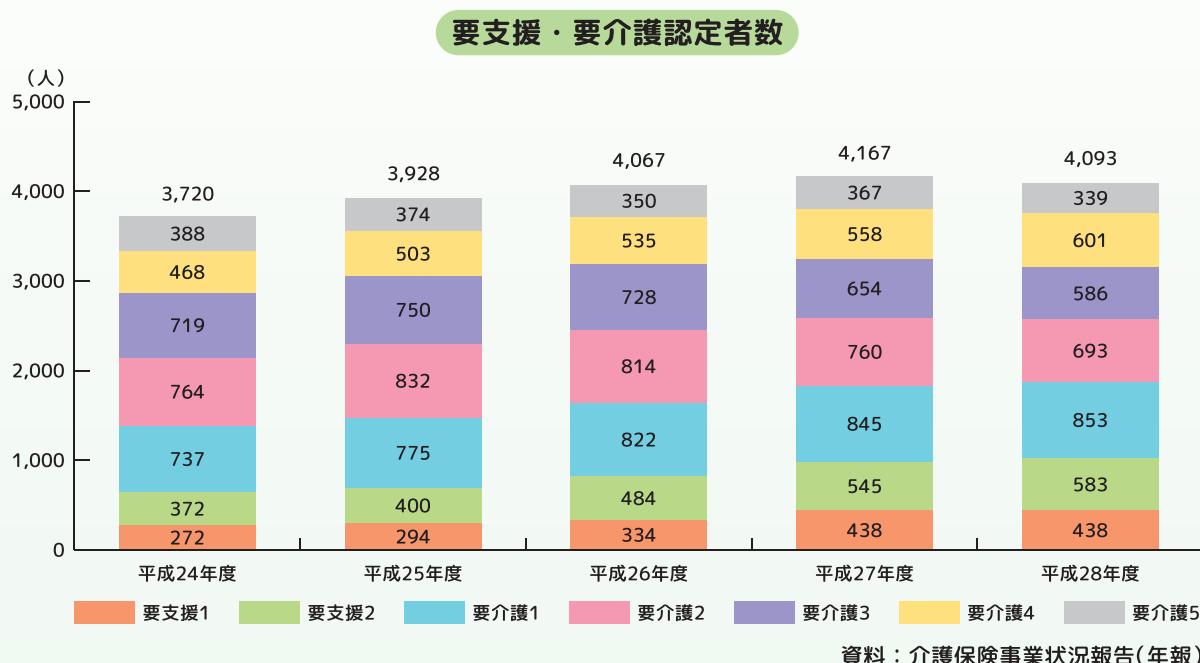
総人口は平成17(2005)年から減少しており、平成32(2020)年以降についても徐々に減少することが見込まれています。

介護保険料を納める40歳以上の人団の実績をみると、平成17(2005)年から平成32(2020)年までは増加しているものの、平成32(2020)年以降の推計をみると、平成37(2025)年から減少しており、人口減少にあわせて減少することが見込まれています。一方、高齢化率は年々上昇し、平成37(2025)年には31.3%となることが見込まれています。



要介護(要支援)認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度にかけて増加しており、特に要支援1で増加割合が大きくなっています。



みんなの支え合いで創る 安心と生きがいのある健康長寿のまち



第6期計画においては、住民同士の支え合いにより、高齢者が住み慣れた地域において健康で生きがいを持って暮らすことができ、たとえ介護が必要な状態になっても安心して住み続けられるまちを目指し、施策を推進してきました。

第7期計画では、第6期計画の基本理念を継承しつつ、また、平成28(2016)年度に実施した高齢者等実態調査の結果から、高齢社会におけるまちづくりで最も重点を置くべき取組として「高齢者が安心して暮らせるまち」「介護が必要になっても自宅で過ごせる」という多くの高齢者の思いを反映し、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、居場所づくりといった視点から、地域で支え合う仕組みづくりを推進し、地域包括ケアシステムを構築していきます。

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの構築をめざします。

施策の展開

(1) 地域包括支援センター機能の強化【重点施策】

地域包括支援センターの周知／包括的・継続的ケアマネジメント事業／地域ケア会議の充実／地域包括支援センターの効果的な運営の継続

基本目標2 認知症施策の推進

認知症高齢者の増加に対応して、医療・介護など地域の連携のもとで総合的な認知症施策を推進します。

施策の展開

(1) 認知症に関する理解の促進

高齢者等見守り活動に関する協定／認知症サポーターの養成／認知症に関する啓発活動

(2) 認知症高齢者等に対する支援【重点施策】

認知症ケアパスの普及／認知症地域支援推進員設置・活動支援／認知症初期集中支援チーム／認知症の方とその家族への支援／認知症対応型サービスの推進／徘徊高齢者探索システム助成事業／認知症予防普及事業／高齢者の権利擁護

基本目標3 高齢者の社会参加の促進

高齢化が進行する中で、明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、元気な高齢者を貴重なマンパワーとして捉え、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かし、社会の一員として活躍することができる環境をめざします。

施策の展開	
(1)就労・ボランティア活動の促進	シルバー人材センターとの連携／生涯現役促進／高齢者ボランティアの促進
(2)生きがいづくりの推進	老人クラブの活性化／さわやか学級等の充実／軽スポーツの促進／多世代交流・地域交流の促進／老人福祉センターの活用促進／まちづくりリーダー養成講座の開催／子ども見守りボランティアへの登録の促進

基本目標4 介護予防の推進<予防>

いきいきと人生を送ることができるよう、健康づくりと、介護予防を推進し、高齢期の健康に対する意識を高め、健康寿命の延伸に向けた支援をしていきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざします。

施策の展開	
(1)健康づくりの推進	生活習慣病予防対策／高齢者の主体的な健康づくりへの支援
(2)介護予防の推進【重点施策】	訪問型サービス／通所型サービス／介護予防支援事業(ケアマネジメント)／介護予防把握事業／介護予防普及啓発事業／地域介護予防活動支援事業(再掲)／一般介護予防事業評価事業／地域リハビリテーション活動支援事業

基本目標5 高齢者の生活支援の充実<生活支援>

高齢者の日常生活を支援するために、協議体の設置・生活支援コーディネーターの配置や、相談、見守り、住宅改善等、在宅生活を継続するための体制を充実します。

また、地域全体で高齢者を見守り、支えていけるように、高齢者とさまざまな世代の交流を促進し、支え合いの地域づくりを進めています。

施策の展開	
(1)在宅生活の支援	生活支援サービスの充実／地域資源の把握と情報提供／高齢者いきいき住宅改善助成事業／緊急通報システム事業／緊急時ショートステイ事業／家族介護者支援／配食サービス事業／高齢者紙おむつ購入券支給事業
(2)地域福祉の推進【重点施策】	社会福祉協議会との協働／生活支援サービスの体制整備／地域福祉活動に関する情報提供／保育、学校教育における福祉教育の充実／社会教育における福祉教育の充実／大学との協働による福祉教育の充実
(3)高齢者福祉にかかる人材の育成	ボランティア活動の推進／地域介護予防活動支援事業／介護・福祉の人材育成
(4)相談支援・権利擁護の推進	総合相談支援／権利擁護事業／市窓口の充実／民生委員・児童委員への活動支援

基本目標6 安心して暮らせる環境の整備<住まい>

高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、居住継続の支援を行うとともに、日常生活の基盤となる住まいについての情報提供や必要な施設の整備を促進します。

また、高齢者が気軽に出来られる公共交通の検討・見直しや、防災・防犯にも配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。

施策の展開	
(1)居住環境の整備	高齢者に配慮した住宅に関する情報提供
(2)人にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインに基づく住民参加のまちづくりの推進／快適な歩行空間の整備／市内巡回バスの充実／わかりやすい案内表示
(3)防犯・防災対策の推進	要配慮者の支援体制の構築等／避難行動要支援者の避難所運営等／地域の防犯対策支援／防犯・防災知識の普及／高齢者の交通安全対策の推進

基本目標7 在宅医療と介護の連携推進<医療>

医療と介護を必要とする高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携を進めるとともに、在宅医療の一層の充実を図っていきます。

施策の展開	
(1)在宅医療と介護の連携体制の構築【重点施策】	在宅医療・介護連携推進のための協議／地域の医療・介護サービス資源の把握／在宅医療・介護連携に関する相談の受付等／在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援／在宅医療・介護関係者の研修／24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築／地域住民への普及啓発／関係市町村の連携

基本目標8 介護サービスの充実<介護>

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供を図ります。

また、良質なサービスの提供が可能となるように、福祉人材の育成・支援やサービスの質の向上のための取組にも力を入れていくとともに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実も図ります。

- (1)介護保険サービス基盤の整備
- (2)サービスの質の向上
- (3)介護給付の適正化
- (4)情報提供・相談体制の充実
- (5)低所得者対策の推進
- (6)介護に取り組む家族等への支援

介護保険料基準額の設定

所得段階別の保険料については、消費税の引き上げや待遇改善に伴う報酬改定の影響を加味するとともに、法改正により、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられる(月額の負担の上限あり)ことも見込み算定しています。

第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

所得段階	対象者	割合	月額保険料 年額保険料
世帯非課税	第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.50 2,850円 34,200円
	第2段階	・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 ×0.75 4,275円 51,300円
	第3段階	・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75 4,275円 51,300円
本人世帯非課税	第4段階	・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90 5,130円 61,560円
	第5段階	・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額 5,700円 68,400円
本人課税	第6段階	・前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20 6,840円 82,080円
	第7段階	・前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30 7,410円 88,920円
	第8段階	・前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50 8,550円 102,600円
	第9段階	・前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額 ×1.70 9,690円 116,280円

第7期せき高齢者プラン21 (介護保険事業計画・高齢者福祉計画)

発行：関市

編集：関市 福祉部 高齢福祉課

発行年月：平成30年3月

〒501-3894

岐阜県関市若草通3丁目1番地

電話：0575-23-9007

FAX：0575-23-7748